

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3784529号
(P3784529)

(45) 発行日 平成18年6月14日(2006.6.14)

(24) 登録日 平成18年3月24日(2006.3.24)

(51) Int. Cl. F I
B 6 5 D 47/08 (2006.01) B 6 5 D 47/08 F
B 6 5 D 35/52 (2006.01) B 6 5 D 35/52 A
B 6 5 D 47/20 (2006.01) B 6 5 D 47/20 W

請求項の数 2 (全 5 頁)

<p>(21) 出願番号 特願平10-64629 (22) 出願日 平成10年2月26日(1998.2.26) (65) 公開番号 特開平11-240551 (43) 公開日 平成11年9月7日(1999.9.7) 審査請求日 平成15年2月28日(2003.2.28)</p> <p>前置審査</p>	<p>(73) 特許権者 000006909 株式会社吉野工業所 東京都江東区大島3丁目2番6号 (74) 代理人 100068157 弁理士 今岡 良夫 (72) 発明者 當麻 徹 東京都江東区大島3の2の6 株式会社吉野工業所内 (72) 発明者 後藤 孝之 東京都江東区大島3の2の6 株式会社吉野工業所内 審査官 柳田 利夫</p> <p style="text-align: right;">最終頁に続く</p>
---	--

(54) 【発明の名称】 合成樹脂製注出容器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

弾性圧搾可能な胴部の上端から口頸部2を起立する容器体1と、上記口頸部2に装着させた注出キャップ3とからなり、

該注出キャップを、上記口頸部2の外面に嵌合させた装着筒部11の上端から第1内向きフランジ状壁12を介して上方筒部13を起立し、かつ該上方筒部の下端内面に第2内向きフランジ状壁14を付設したキャップ主体10と、該キャップ主体の第2内向きフランジ状壁14上面に外周壁部分21を載置させ、かつ上記第2内向きフランジ状壁14のフランジ孔上方の中央壁部分24に切り離し面相互が圧接するスリット26を穿設した弾性閉塞板20と、上記キャップ主体10の上方筒部13外面に固着筒部31を嵌着させると共に、該固着筒部の上端に付設した内向きフランジ状の頂壁32下面と上記キャップ主体10の第2内向きフランジ状壁14上面とで上記弾性閉塞板20の外周壁部分21を挟持させ、又上記頂壁32の内周縁から注出短筒部33を起立し、更に、該注出短筒部の上面を閉塞する蓋板34の後部を上記固着筒部31の後部上端へヒンジ部35を介して結合させた補助キャップ30とで形成し、

上記蓋板34の中央部下面に押圧棒37を付設し、かつ該押圧棒の下端面で弾性閉塞板20の中央部を弾性に抗して押し込むことでスリット26を開口させたことを特徴とする合成樹脂製注出容器。

【請求項2】

第2内向きフランジ状壁14のフランジ孔上方の弾性閉塞板20部分を半球面状に下方へ彎曲させた請求項1記載の合成樹脂製注出容器。

10

20

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、胴部を弾性圧搾して収納液体を注出させる合成樹脂製注出容器に関する。

【0002】

【従来の技術】

【発明が解決しようとする課題】

この種容器として、弾性圧搾可能な胴部上端から上向き段部を介して上端部外径を小径とする口頸部を起立する容器体と、口頸部の上面を閉塞する頂壁の周縁から短筒部を垂設して、該短筒部内面を小径とした口頸部上端部に嵌着させ、かつ上記頂壁に切り離し面相互が圧接するスリットを穿設した弾性閉塞材と、口頸部外面に螺合させた筒状キャップとからなり、該キャップを外し、かつ容器体胴部を弾性圧搾させて容器体内の収納液体を加圧することで、スリットを開口させて収納液体を注出させるよう形成したものがあ

10

【0003】

上記従来容器では、弾性閉塞材をシリコンゴムのようにやや高価な材料で成形したから、コスト高となる不都合があり、又生産者から需要者の手に渡るまで長時間経過した場合、或いは需要者が長時間使用しないで放置した場合等に、スリットの相互に当接する切り離し面同志が接着して、注出時にスリットを十分に開口できなくなり、注出に支障を生じることがあった。

【0004】

20

本発明は、弾性閉塞材を小形としてコストの削減を図ると共に、不使用時にスリットを開口させるよう形成することで、スリットの相互に当接する切り離し面同志が接着することを阻止するよう設けた。

【0005】

【課題を解決するための手段】

第1の手段として、弾性圧搾可能な胴部の上端から口頸部2を起立する容器体1と、上記口頸部2に装着させた注出キャップ3とからなり、該注出キャップを、上記口頸部2の外面に嵌合させた装着筒部11の上端から第1内向きフランジ状壁12を介して上方筒部13を起立し、かつ該上方筒部の下端内面に第2内向きフランジ状壁14を付設したキャップ主体10と、該キャップ主体の第2内向きフランジ状壁14上面に外周壁部分21を載置させ、かつ上記第2内向きフランジ状壁14のフランジ孔上方の中央壁部分24に切り離し面相互が圧接するスリット26を穿設した弾性閉塞板20と、上記キャップ主体10の上方筒部13外面に固着筒部31を嵌着させると共に、該固着筒部の上端に付設した内向きフランジ状の頂壁32下面と上記キャップ主体10の第2内向きフランジ状壁14上面とで上記弾性閉塞板20の外周壁部分21を挟持させ、又上記頂壁32の内周縁から注出短筒部33を起立し、更に、該注出短筒部の上面を閉塞する蓋板34の後部を上記固着筒部31の後部上端へヒンジ部35を介して結合させた補助キャップ30とで形成し、上記蓋板34の中央部下面に押圧棒37を付設し、かつ該押圧棒の下端面で弾性閉塞板20の中央部を弾性に抗して押し込むことでスリット26を開口させた。

30

【0006】

40

第2の手段として、上記第1の手段を有すると共に、第2内向きフランジ状壁14のフランジ孔上方の弾性閉塞板20部分を半球面状に下方へ彎曲させた。

【0008】

【発明の実施の形態】

本発明の容器は、容器体1と注出キャップ3とからなり、容器体1は、弾性圧搾可能な胴部上端から肩部を介し、又は介することなく直接口頸部2を起立したものであり、シャンプー、リンス、洗剤液等の液体を収納させる。

【0009】

注出キャップ3は、キャップ主体10、弾性閉塞板20および補助キャップ30とからなり、キャップ主体10は、上記口頸部2の外面に螺合させた装着筒部11を有し、該装着筒部の上端か

50

ら第1内向きフランジ状壁12を介して上方筒部13を起立すると共に、該上方筒部の下端内面に付設した第2内向きフランジ状壁14上面に係合突条15を周設し、又上記上方筒部13を下方へ延長形成して、該延長形成部の外面を上記口頸部2の上部に嵌合させている。

【0010】

弾性閉塞板20は、外周壁部分21を上記キャップ主体10の第2内向きフランジ状壁14上面に載置させ、又外周壁部分21の上面外半に係止突起22を、かつ外周壁部分21の下面中間に係合溝部23を、それぞれ周設すると共に、その係合溝部23内へ上記係合突条15を嵌合させ、又上記第2内向きフランジ状壁14のフランジ孔上方の中央壁部分24下面に環状突起25を周設し、かつ該環状突起上端が囲む閉塞板部分にスリット26を穿設している。該スリットは、後述するように図1が示す補助キャップ30を閉塞させた状態では開口し、かつ図3が示す開蓋状態では、切り離し面相互が圧接して閉塞する。又図示実施形態では、スリット26を一文字状に穿設したが、十字状或いはY字状等、収納液体の粘度、使用量等を勘案して適宜形状に穿設する。

10

【0011】

補助キャップ30は、上記キャップ主体10の上方筒部13外面に嵌合固着させた固着筒部31を有し、該固着筒部の上端に付設した内向きフランジ状の頂壁32下面と上記キャップ主体10の第2内向きフランジ状壁14上面とで上記弾性閉塞板20の外周壁部分21を挟持させると共に、上記頂壁32の内周縁に付設した短周壁38の外面を上記弾性閉塞板20の係止突起22の内面へ係止させ、又その短周壁38を上方へ延長形成して、該延長形成部を斜め上外方へ起立する注出短筒部33とし、更に、該注出短筒部の上面を開閉自在に閉塞する蓋板34の後部を上記固着筒部31の後部上端へヒンジ部35を介して結合させ、又更に、その蓋板34の外周部下面から垂設した密閉筒部36の内面を上記注出短筒部33に嵌脱自在に嵌合させ、又更に、その密閉筒部36上端内方の蓋板部分を半球面状に下方へ彎曲させ、かつ該彎曲部の下面中央部に付設した押圧棒37の下端面で上記弾性閉塞板20の中央部を弾性に抗して押し込むことで、図2が示すように上記スリット26を開口させている。

20

【0012】

収納液体を注出する場合は、図1が示す状態から図3が示すように、蓋板34を開蓋する。該開蓋で押圧棒37がスリット26から離れ、よって、該スリットは、切り離し面相互が圧接して閉塞する。次に容器体胴部を弾性圧搾して容器体内を加圧すると、スリット26が開口して収納液体が注出され、又該状態から胴部の圧搾を解放すると、スリット26は一旦閉塞するが、再び開口して外気が容器体内へ吸入され、容器体内の負圧化が解消され、該負圧状態解消でスリット26は閉塞する。

30

【0013】

尚弾性閉塞板20は、シリコンゴム、合成ゴム或いは軟質樹脂材で成形し、他の部品は、適宜合成樹脂材で成形する。

【0014】

【発明の効果】

本発明は上記構成とするもので、請求項1記載の発明の場合は、キャップ主体10の第2内向きフランジ状壁14上面と補助キャップ30の頂壁32下面とで弾性閉塞板20の外周壁部分21を挟持させたから、弾性閉塞板20を容易かつ確実に取付けることができ、又弾性閉塞板20は、板状であって従来品の同種部材に比して小形で形成材料が少なくなるため、コストが削減され、更に、弾性閉塞板20の中央壁部分24に切り離し面相互が圧接するスリット26を穿設したから、蓋板34を開蓋させ、かつ容器体胴部を弾性圧搾させて、容器体内液体を加圧することで、スリット26を開口させて収納液体を容易に注出でき、かつ該状態から容器体胴部を解放すると、弾性閉塞板20の中央壁部分24が弾性復元してスリット26が閉塞するから、使用後に蓋板34を閉塞することを忘れても、収納液体が蒸発することが阻止される。又蓋板34の中央部下面に付設した押圧棒37の下端面で弾性閉塞板20の中央部を弾性に抗して押し込むことで、スリット26を開口させたから、蓋板34を開蓋した状態では、スリット26が常時開口することとなり、よって、該スリットの相互に当接する切り離し面同士が接着して注出に支障が生じることがない。

40

50

【 0 0 1 6 】

請求項 2 記載の発明の場合は、請求項 1 記載の発明の効果を有し、かつ第 2 内向きフランジ状壁 14 のフランジ孔上方の弾性閉塞板 20 部分を半球面状に下方へ彎曲させたから、注出時に注出短筒部 33 内面に付着した水滴をスリット 26 へ円滑に導くことができ、よって、蓋板 34 を閉蓋させてスリット 26 を開口させるると、該スリットからその水滴が容器体内へ確實かつ円滑に流入することとなる。

【 図面の簡単な説明 】

【 図 1 】 本発明容器の一実施形態を示す要部縦断面図である。

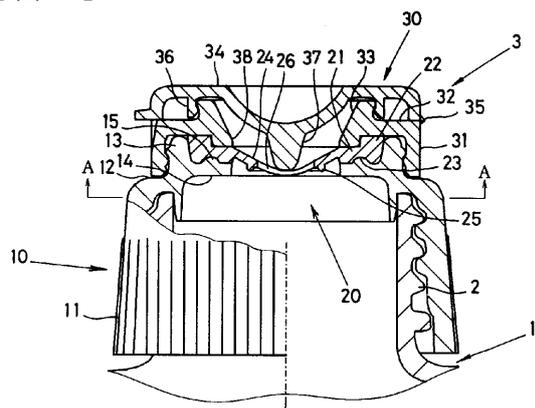
【 図 2 】 図 1 A - A 線を矢示方向に見た同実施形態の横断面図である。

【 図 3 】 同実施形態を開蓋状態で示す要部縦断面図である。

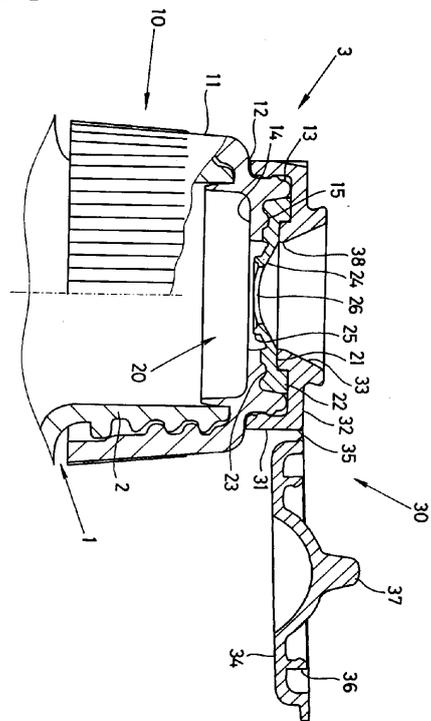
【 符号の説明 】

- 1 ... 容器体
- 2 ... 注出キャップ
- 3 ... キャップ主体
- 10 ... 容器体
- 11 ... 注出キャップ
- 12 ... キャップ主体
- 13 ... 弾性閉塞板
- 14 ... 補助キャップ
- 15 ... 容器体
- 20 ... 弾性閉塞板
- 21 ... 注出短筒部
- 22 ... キャップ主体
- 23 ... 弾性閉塞板
- 24 ... 補助キャップ
- 25 ... 容器体
- 26 ... スリット
- 27 ... 注出短筒部
- 28 ... キャップ主体
- 29 ... 弾性閉塞板
- 30 ... 補助キャップ
- 31 ... 容器体
- 32 ... 注出短筒部
- 33 ... キャップ主体
- 34 ... 弾性閉塞板
- 35 ... 補助キャップ
- 36 ... 容器体
- 37 ... 注出短筒部
- 38 ... キャップ主体

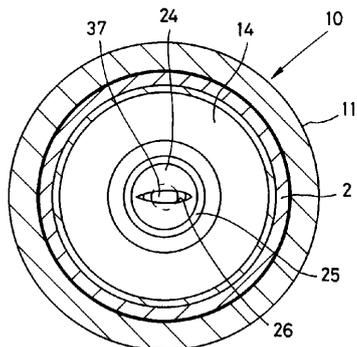
【 図 1 】



【 図 3 】



【 図 2 】



フロントページの続き

- (56)参考文献 実開平02 - 073151 (JP, U)
実開昭62 - 082955 (JP, U)
特開平07 - 315407 (JP, A)
実開平07 - 028056 (JP, U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 47/08
B65D 35/52
B65D 47/20